

第5回府中市行財政改革推進プラン検討協議会の開催結果

- 1 日 時 平成29年8月28日（月）午後2時～午後4時30分
- 2 場 所 府中市役所北庁舎3階 第4会議室
- 3 出席委員 5名（五十音順）
上野和憲委員、木村俊介委員、熊谷麻貴子委員、澤田浩宜委員、
曾我好男委員
- 4 出席職員 田中財政担当参事、石堂財政課長兼行財政改革担当主幹、
武澤財政課主査兼行財政改革担当主査、長谷川財政課主任
矢ヶ崎政策課長、板橋政策課長補佐、河邊政策課副主幹
奥政策課主任、及川政策課主任
- 5 傍聴者 なし
- 6 内 容 (1) 議題
ア 新行財政改革推進プラン（個別プラン編）の内容について
[その2]
(2) その他
- 7 配布資料 資料17 新行財政改革推進プラン（個別プラン編）素案 [その2]

会 議 録

○事務局 皆様、こんにちは。ちょうど定刻となりましたので、ただいまから第5回府中市行財政改革推進プラン検討協議会を開催いたします。

なお、本日の会議には後ほどご審議いただく個別プラン編の担当課でございます政策課の職員が出席しておりますので、ご承知おき願います。

それでは、進行につきまして、会長よろしく願いいたします。

○会長 それでは、これより第5回の会議を始めたいと思います。今日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは初めに事務局に確認しますが、本日の傍聴の申し出はいかがでしょうか。

○事務局 本日は、傍聴を希望されている方はいらっしゃいません。

○会長 それでは、次に委員の皆さんの出席状況について事務局からご報告をお願いします。

○事務局 本日も全ての委員さんにご出席いただいておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

○会長 ありがとうございます。それでは、次に次第の内容に入る前に、前回会議録の確認をしたいと思います。既に委員の皆様には事前に送付をしておりますが、何か修正等の連絡が事務局にありましたでしょうか。

○事務局 複数の箇所につきまして修正のご連絡があり、本日改めて修正版の会議録を配付しておりますが、全て文言の修正で内容の変更はございませんでした。なお、今後お手元の修正版の会議録で公開の準備を進めさせていただきます。

○会長 それでは、一応念のためですが、実際公表する際には委員の氏名自体は掲載しないということによいですか。

○事務局 第1回目で決めていただきましたとおり、委員の氏名につきましては削除してから公表をいたします。

○会長 ありがとうございます。それでは、前回会議録を確定し、今後事務局において市政情報公開室や市のホームページ等で公開することとします。

それでは、続きまして本日のお手元の次第に従って議事を進めますが、初めに事務局から資料の確認をお願いします。

○事務局 それでは、確認をいたします。本日の資料は資料17「新行財政改革推進プラ

ン（個別プラン編）素案[その2]」の1件のみでございます。こちらにつきまして不足等はないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは資料の確認につきましては以上でございます。

○会長 それでは早速ですが、本日の議題に入りたいと思います。

初めに、議題1の「新行財政改革推進プラン（個別プラン編）の内容[その2]」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 初めに本日の審議の進め方につきまして説明いたします。

資料17は合計で12の個別プランにつきまして、それぞれ1ページごとにまとめておりますが、本日も前回の会議と同様に個別プランごとに1ページずつ区切りましてご審議いただければと考えております。具体的には冒頭担当課から該当する個別プランの目的や手段等の概要を1分程度で説明した後に、委員の皆様からご意見・ご質問を頂戴したいと存じます。

以上でございます。

○会長 それでは個別プランごとに1ページずつ区切って議論を進めたいと思います。では、以下、順次になりますが、1ページの「公募市民枠の拡充」から概要のご説明をお願いします。

○担当課 初めにプラン番号1-2-2「公募市民枠の拡充」につきましてご説明をさせていただきます。

政策課におきましては、庁内各課で設置をしております附属機関等の会議体につきまして、行政の民主化や公正な行政執行等々様々な観点から、できる限りそれぞれの機関の中にも公募市民を構成員に加えるよう取り組みを進めておりまして、従いまして、シートで言いますところの平成33年度において「めざす姿」といたしましては、公募市民枠の拡充を図ることで市民の市政への積極的な参加意識が高まり、ひいては市民との協働のまちづくりが行われていることを目指してございます。

続きまして、これまでの具体的な取組につきましては、附属機関の設置マニュアルを定めるとともに、設置要綱等の審査の機会を捉えまして、公募市民の積極的な登用を働きかけておりましたが、現実的にはなかなか公募市民枠が取り入れられない附属機関等も多いところで把握しておりまして、その辺りが「指標」のところにも示されておりますが、平成29年の現状値や、目標値についても半数というところで今、設定をさせていただいているというところでございます。

そのため今回の個別プランの内容といたしまして、「実施内容」になりますが、設置マニュアルをいま一度見直しまして、特段の理由がある場合を除き、できる限り原則として公募市民枠を設けるよう改めて周知徹底を庁内にしていくことのほか、既存の機関、公募市民枠が設けられていないものにつきましては、改めてその理由の確認等を徹底しながら公募市民枠の設定に心がけてまいりたいと考えております。

「スケジュール」につきましては、記載のとおり行ってございます。ご確認をいただければと思います。

以上で簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。それでは今の項目につきまして、ご質問・ご意見があればお願いいたします。

では、私の方から1点。これは前期からのと継続のような形ですか。もしそうであるとしたら、前期の時の進捗状況はどのようなものだったのか教えていただけますか。

○担当課 基本的な考え方といたしましては、前期からの継続といたしますか、そういう一定の流れの中での取組を引き続き行ってまいりたいと考えています。なお進捗状況につきましては、評価といたしましては、今、現状、目標値の方が50%ということで、平成33年度に定めさせていただく中で、29年度、これは計画どおりに一応進んでいるという理解は、今のところさせていただいておりますが、若干まだ目標値には、半数は目標として掲げておりますので、そこにはたどり着いていない状況ではございます。ですが、一応、自課内評価といたしましては、ある程度目標どおりには進んでいるのかなというところでは捉えています。

以上でございます。

○会長 前期のスタート時は何%だったのですか。あるいは機関数で言ってもらえればよりわかりやすいかと思えますけれども。何団体から何団体に増えたのでしょうか。

○担当課 済みません、会長。大変申しわけありません。ちょっとその数値等をまとめた資料がちょっと手元にないものでございまして、取組状況が、今、直ちに答えられないので確認をしたいと思います。

○会長 審議している間でも構いませんので、調べていただけますでしょうか。ほかにございますか。

○委員 前期の推進プランの中では課題のところにとどまっているというのは、

「附属機関の設置マニュアルを設け、設置要綱等の審査に当たっては、公募市民の積極的な参加に取り組むよう働きかけを行っているが、在籍する機関は5割程度にとどまっている」という。これ5割ということが課題になっているのですが、今回の目標値の5割とはまた、これは捉え方が違うのでしょうか。

○会長 今の点、いかがでしょう。

○担当課 基本的な考え方は5割程度ということで、それぞれ目指すところは同じで、ほぼ「現状と課題」のところに記載させていただいておりますのは、この取組を継続して重ねているのですが、なかなか割合が上がっていかないで横ばいで推移していくところを課題として捉えておまして、50%に満たないところで横ばいの状況が続いているというところで書かせていただいております。

以上でございます。

○委員 目標値は5割でいいというお考えということでしょうか。

○担当課 そうですね。5割を超えない現状がございますので、今、とりあえず当面の目標としては、5割を超えていきたいというところで、府中市としては33年度50%ということで設定をさせていただいております。

○委員 5割を超えないということで、5割前後を行き来しているということなのですが、その辺5割を大きく超えない要因となっているものはどんなことなのか、どう捉えられているのか。

○担当課 附属機関の中にはやはり公募市民を取り入れた枠を設けて議論をいただくことがいような場合と言いますか、そういったものもあれば、実際に審査機関として位置付けられている場合に、学識の方ですとか、そういった方を中心に実際には調査・審査をしていただく機関も数多くございます。そのようなどちらかというと専門的な知見のもとに評価・審査等行っただく機関というのが、なかなか公募市民を取り入れていただけないのかなという傾向は取れるのですが、はっきりとした決め手になるところまでは突き詰められてはいないところでございます。今も申しましたように専門性の高い附属機関というものがどうしても設置を求められているところがありますので、そういったところについてはなかなか公募市民の枠が設けられていないかなというところでございます。

以上です。

○会長 今、委員が言われたように、もう少し掘り下げて分析をした方がいいのではないかなと思うのですね。今の専門的な機関とか、定性的に難しい機関とそうではない機関が恐

らくあるのだとすれば、やはり目標といいますか主に重点的に働きかけるのは、そういう定性的な難しさが無いところに特に意を用いて働きかけた方が効果的だと思うのですが、その辺りの分析というのは何かされていないのでしょうか。

○担当課 現時点での取組といたしましては、そこまで掘り下げた検証まではできていないところが正直なところございまして、来年度設置の状況については各部課の方に照会をかけまして、設置状況、従前からの設置の根拠ですとか、趣旨、また委員の状況については把握に努めております。その中で公募がないものについては当然承知をしているのですが、なぜ公募がないのか、公募がなくていいのかということについては、そこまでの追跡調査が実際できておりませんので、今回この個別プランの方で改めて設定をする中で、33年の目標を達成させるためには、その辺りの取組が非常に重要になるかなと考えてはおりますので、今回「スケジュール」の中にも入れさせていただいておりますが、この30年度の調査のところではその辺りをしっかり捉えて、後期の方はしっかりやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員 この附属機関の設置マニュアルですか、この中にどういうことが書かれているかわかりませんが、公募しますよと言った時に、応募しようとした時に何か市民にとってちょっと壁が高いなと感じるようなそういった制約というのは何かある。例えば何か公募に当たってこれについての課題を文章で書きなさいとか、そういう何かちょっと気軽に応募できないような原因というのは、何か考えられますか。

○担当課 そもそも公募枠をもう取り入れているところについては、その附属機関等が求めている目的に応じて、どれだけ問題意識等をお持ちの方に来ていただけるかというところで募集をかけてまいりますので、小論文の作成をお願いして応募にかけるところが多いと思います。

あとは先ほどから申し上げております課題としてそもそも公募の枠がないというところについては、やはりその附属機関の設置目的というところをもう一回しっかり考えて、本当に公募市民の枠というのがなくていいのかということからはまた改めてしっかり考えていかなければと考えております。

以上です。

○会長 今の点、公募委員の方からこの件について何かご意見がありますか。

○委員 枠を設定すれば、人は応募するものですか。それとも応募者がいないからという

ことで起きているのか。さっきからどっちかなと思って聞いていたのですけど。

○担当課 今ちょっと説明が、済みません、混同しまして申しわけございません。一応枠の拡充というところで、そもそも枠がない機関が相当多くなっている現状がありますので、そこを50%の枠で公募市民の枠を設けるように現状の附属機関にいろいろ働きかけをしまして、公募市民枠を設けてもらえるようにしていきたいというのが、この取組になります。

○委員 募集がないとか、そういうことではないのですね。応募者がいないとか。わかりました。

○委員 ちょっと具体的な委員会として、総合計画審議会というのがありますよね。あれは公募市民はいないのですよね。ただ私も総合計画市民検討会議に参加させていただいたのですけれども、その市民だけの協議会というのがある、そこでまとめられたものが意見として上がっていくとご説明を受けたのですけど、どれだけそれがその総合計画審議会の成果物に反映しているかというのが、私参加していて、全然分からなかった。また審議会の中に入ってはいけないというのは、さっきの制約でいえば、専門性なのかもしれませんが、総合計画についていえば、第6次府中市総合計画の冊子を読んでも、別に特別な方でもなくてもわかるものではないという気が、伺っていてちょっとしたのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○担当課 まさに、今、ご指摘をいただきました総合計画審議会については、公募市民枠が現状ないというところになります。そもそも総合計画の作り方というところが、これまでの市の流れでいきますと、一番ベースになるところを市民の皆様にご議論いただいて、そこで出たご意見を生かしながら、公募市民の入らない審議会として形を整えていくという作業でこれまで総合計画は策定をまいりました。

今、昨年の夏にいただいたご意見がどうなってしまったかわからないというところで、今、ご意見としていただきましたけど、まさにそこはもう私どもがしっかり、はっきりお伝えしていかなければいけないところなのですが、いただいたご意見をもとに、逆に言うとそれをベースに審議会の方には案をお出しして検討していただいている流れになりますので、全体としてその総合計画の策定過程では、公募市民の皆様に入っていただいて策定をしているのですが、現状は府中市の特徴的なところが1つ、市議会議員のメンバーが入っているところ。ちょっとこれは特徴的かなと思うのですが、他の近隣自治体には議員さんがそもそも入っていない自治体もありますので、そういうところで総合計画策定の全体

の形で今、現状がそうなっております。

○委員 例えば都市計画審議会は市議会議員さん入っていますけど、公募委員もいますよね。

○担当課 なので、果たしてそれでいいのかというのは、やはり、今、いただいたご意見を踏まえて、今回の場合も。

○委員 市議会議員はあまり関係ないのではないのですか。

○担当課 考えなければいけない1つの要素かなと捉えております。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 私も公募委員を募集する方の立場にいましたけれども、なかなか募集しても集まらないということもありまして、確かにおっしゃるような会によっては役職でこの会議はどういう役職の人を当てるかと決まってしまう委員会、例えば防災会議というのは関係機関の職員ということで決まっていますので、なかなか公募市民の枠がないということもあります。あるいは情報公開委員会とか個人情報保護審議会みたいにまさに専門性というところにはなかなか入りづらいところがございます。ただそれ以外の例えば総合計画審議会ですとか、そういった市民の方の声をとりあえず聞こうといったところには、これは1つの提案ですけれども、例えば無作為で市民の方を抽出してそちらにまず「どうですか」と連絡をする。そうするとそれによって今までなかなか参加しにくい、自分で応募しようかなと思っても何か躊躇していたことが1つ後ろから肩をたたかれた、背中を押されたような気になって、応募してくるという例もある。それによって応募者が増えたということもありますので、そういうことも1つのアイデアとして考えられて、取り組まれたらいいのかなと思っております。

○会長 では、一通りご意見をいただいたと思いますので、それで1つ提案なのですが、少しこの件を少しでも進めてくと、推進していく意味でも、来年からまた1年かけて考えるというよりは、今回この答申をまとめるに当たって、その答申本文に盛り込むかどうかは別として、先ほどの定性的に難しいところ、あるいは定性的には可能なところを少し分類していただいて、こういうところについては今後進めていける可能性が高いのではないかと少し整理していただいて、資料としてこちらに出していただくことをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○担当課 ただ今いただきましたご意見、ご指摘を踏まえまして、スケジュールの考え方というのは整理させていただきたいと思いますが、1つのこのプランの資料の見せ方とし

て、後期の4年間の枠の中でこういった段取り、スケジュールで示していくかという形で、30年度にこういう取組を行ってやっていくという見せ方で今回表現させていただきましたので、他のプラン等の整合性を、事務局の方とも調整させていただきながらその辺のあり方について検討していただければと思います。

以上です。

○会長 その答申の書き方についてはそれで結構なのですが、むしろそれをまた来年度1年かけて、その点についてどう進めていくかをまた1年かけて検討していくということではなくて、今、まさに新年度の来年度以降の4年間何をやっていくかということを審議している場なわけですから、具体的にどう来年4月から推進していくのかということはこの機会にできる限り課としても考え方を整理してもらった方がいいと考えているので、そういう意味で今回の答申をまとめるのが1つの契機になりますので、その際に今の件でいけば、どういう附属機関がかなり推し進めていけるターゲットになり得るのかということを検討して提出していただくということができないかということをお願い申し上げます。

○担当課 先ほどの例えば「現状と課題」の中での横ばいの原因が、もう少し掘り下げて詰めてもらうというご指摘がありましたので、できる限りそういう観点で今年度から掘り下げをしてみたいと思っております。

以上でございます。

○担当課 会長、済みません。前期の取組状況ということで、手元に届きましたので、申し伝えさせていただきます。

公募委員の在籍する機関の割合ということで、前期の状況でございますが、平成26年度がここはもう50%を超えていまして、55.56%。平成27年が50%。平成28年度が48.98%。平成29年度の現状値が46.30%というところでお示しさせていただいているところになります。

以上です。

○会長 それは済みません、分母も影響しているのでしょうか。その分子の方でいけば減っていないとか、そういうことはありますか。

○担当課 当然毎年度調査をいたしまして、実際もう役割を果たした附属機関がなくなっている状況もありますので、分母自体も変わっている状況です。

○会長 ちなみに分子でいうとどうなのですか。

○担当課 平成26年度でいきますと、活動中の機関54団体中公募委員が在籍している

機関は30機関。それから27年度については、同様に活動中機関52機関中26機関。そして28年度につきましては62機関中24機関ということになっています。

以上でございます。

○会長 ということは分子でも下がってしまっているわけですね。そうすると少してこ入れをしていく必要はありそうですね。わかりました。

では、この件については、いろいろご意見をいただきましたので、一応これで一区切りとさせていただきたいと思います。

それでは次の項目をお願いします。

○担当課 続きましてプラン番号の2-4-2の「総合計画の進行管理体制の強化」についてご説明をさせていただきます。

政策課におきましては、市の最上位計画でございます総合計画につきまして、各施策の進捗状況や分野横断的な取組となります重点プロジェクトについて中心に進行管理を行っておりまして、従いまして平成33年度において「めざす姿」といたしましては、総合計画の進行管理・評価段階に市民が直接参加することで、市民との協働によるまちづくりがより一層推進されていることを目指してまいりたいと考えております。

これまでの取組でございますが、前期プランの中で第6次府中市総合計画の進行管理というところで、個別プランを掲げまして、特に中心となります行政評価や市民意識調査等を実施しながら取り組んでまいりましたが、いずれも市民の皆様の参画というものはどちらかというと間接的だったのかなと捉えてございます。このため個別プランの内容といたしましては、後期基本計画の策定を契機といたしまして、市民が直接的に関わるような仕組みを構築し、市民参加による外部評価等の実施をしてみたいと考えております。

以上で簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○会長 この件についてその前提としてももう少し具体的な内容を知りたいのですが、要は前期の時に総合計画で市民が何らかの形で関係してやったことというのは、何をやったのかと。それから後期には新しく何を付け加えたいのかということをもっと具体的に言っていただけですか。

○担当課 特に前期の中での取組といたしましては、1つ具体例としては、総合計画に関する市民意識調査というものを実施してございます。それについては市民の3,000人の方、基本的には無作為抽出で府中市在住の20歳以上の男女の方ということで、調査表を

発送させていただいて、こちらに総合計画の進捗状況等について感じることをアンケート形式でお答をいただくというところで1つ評価という形ではご協力をいただいているところがございます。

その他の市民の皆様には、直接的な評価のところでは関わっていただけていないのですが、私どもの内部の取組として行政評価制度で各施策また事務事業の評価をして、公表させていただく中で、市民の皆様からのご意見をお寄せいただくことがございますので、そういったところでしかできていないことが実情かと思っておりますので、後期についてはまたその評価の段階で実際に評価したものについて直接ご検討いただくような場を設けるために、そういった機関が必要なかどうかというところも含めて検討してまいりたいと。そしてそういった市民が評価に関われるような仕組みを作れないかというところで考えてまいりたいと思います。

以上です。

○会長 そうすると後期は計画の進行管理についての評価を行う委員会のようなものを設けるということなのですか。

○担当課 まだ具体的な手法については、これから検討したいのですが、例えば1つの考え方としては、そういった外部評価を行う委員会の設置等も方法としては考えられるかなと考えてございます。

以上です。

○会長 そうすると、済みません、私が最初に質問ばかりしてあれなのですが、要は30年からも計画をスタートするわけで、要するに30年度からの4年間をやる以上は漏れなく評価をする必要があると思うのですが、それに間に合う形でその委員会を設けるとか、そういうことができるのかどうかという点が大事なことかと思うのですが、そこはいかがなのでしょう。

○担当課 1つはやはり後期の取組自体が平成30年度からということになりますので、30年度の取組について評価をするとすると、実際に評価をいただくのはむしろ31年度なのかなと思っております。

なので当然この期間中の取組を評価できるようにということで仕組みは考えてまいりたいと思っておりますが、あとスケジュールの落とし方、見え方が、そういったところが伝わりにくいのかなというところがあるのですが、1年度後から追いかけていくようなイメージで評価自体はせざるを得ないかなと考えております。

以上です。

○会長 済みません。委員の方から何かご質問・ご意見があればいただきたいと思います。

○委員 この配っていただいている第6次府中市総合計画の52ページのところの基本構想の実現に向けてというところ、第4章ですね。(イ)の進行管理についてというところなのですけれども、これはもう26年度に作成されているものなのですよね。ここで下の辺りに市民参加による外部評価とかを目指しますと書いてあるのですが、この4年間はどうなっていたのでしょうか。

○担当課 今、ご指摘いただきましたように総合計画書で基本構想ということで、8年間、平成26年度から平成33年度までの8年間で今回のこの第6次の計画を、総合計画を進めていこうという中で、この市民との協働による進行管理というものは進めていくべきだということで定められています。

まさに今ご指摘いただいたように前期、ここまでの取組の中では市民参加の仕組みというものは現時点までに構築はできてございません。従いまして、これは我々市の政策課といたしましても、このところはしっかりとやっていかなければならないと考えて、後期の非常に重点的な取組だと考えていたところなのですが、あわせて後期の基本計画を検討いただいた総合計画審議会からも、この辺りは答申をいただくに当たってご意見という形ではっきりと伝えられてございまして、市でもその総合計画審議会の答申の意見の部分を含めて、速やかにというか直ちにというくらいの気持ちはあるのですが、取組を具体化していかなければならないとは考えているところでございます。現状は大変申しわけないのですが、ちょっと仕組みの方はまだ構築できていない状況でございます。

以上でございます。

○会長 よろしいですか。

○委員 4年間でできなかったことが、急に後期の4年間でできるものですか。何がネックでできなかったのですかね。ちょっと実効性の面で疑問を感じますが。

○会長 委員のご指摘は大変重要な点だと思います。やはり計画を進行管理する以上はきちんと責任を持って、何か事情があるのであれば事情を説明していただく。そういう責任は負っていただいていると思いますので。きょうは委員からもそういうご指摘があったということで議事録にもしっかり記録して、要はそれをよく留意していただいて、新規の計画に取り組んでいただきたいということを改めてお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは次の項目に進めたいと思います。事務局からお願いしま

す。

○担当課 続きまして、プラン番号2-4-3の「団体に対する補助金の総点検の実施」につきましてご説明をさせていただきます。

政策課では各種団体等に対する補助金につきまして適正な補助金支出となるように審査するための府中市補助金等審査委員会の事務局を担当してございます。従いまして、平成33年度において「めざす姿」といたしましては、団体に交付している補助金の補助対象事業や補助内容等を見直すことで、補助の適正化が図られていることを目指してまいりたいと考えております。

これまでの取組につきましては、過去平成17年度から20年度にかけては、補助金の総点検というものを実施し、そういう見直しを行ってございます。また、平成23年度から25年度にかけては、事務事業点検という取組を通じまして、一部の補助金ではございますが、見直しを行ってございます。全体的な見直しにつきましては、過去の総点検以降行っていないということでございますので、昨年度市の附属機関でございます府中市補助金検討会議におきまして、ご審議いただき、答申をいただいたことを契機といたしまして、「団体補助金に関する見直し方針」を策定して、平成29年度から30年度を目標に総点検を実施することで取り組んでまいりたいと考えております。

個別プランの内容といたしましては、補助金等審査委員会におきまして、補助金の総点検を実施するとともに総点検の結果を踏まえまして、見直しを行う場合には各主管課において各団体に対する説明等を行いまして、平成31年度以降の予算に反映できるように、また総点検において見直しの必要がないとされた補助金についても、答申でいただいた6つの視点を中心に引き続き補助金の適正化については取り組んでまいりたいと考えております。

「スケジュール」につきましては、記載のとおりとなっておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○会長 この補助金の内容ですが、何かご質問等は。

○委員 我々のこの行財政改革推進プラン検討協議会の目的で、一番最初に話を伺った時に、これから平成30年から平成33年度までの間に毎年7億円ずつ義務的経費が増大していったら、この4年間で30億から40億円の歳出超過が見込まれるという話ですよ。ここの「指標」で平成29年度の予算額で13億8,600万ですか。この現状値に対して4年間の現状維持と書いてありますよね。それで引き続き補助金の適正化を図っていくと

か、見直しをするとか、アウトカム指標の設定をするとか書いてあるのに、何で4年後に目標値が現状維持というのは、それはどういうことかなと単純に疑問に思うのですが、いかがでしょう。

○担当課 今、まずご指摘をいただきましたとおり、見直しを行う中で当然見直しということなので、削減の方向にシフトしていくものの中にはある、当然ありますし、そういったものが多いのかなとは感じるころではあるのですが、一方では、やはり必要だと補助をしっかりとすべきだというものの中には当然出てくるのかなと思ってございます。

そういったものを捉えまして、あと一方では新たに活動される団体等もあると思いますので、なかなか明確に削減目標という形でも出しづらいところもありますし、補助金本来のあるべきところを見据えながらいくと、現状の数字は1つのベースとして考えていくのがいいのではないかということです。明確な削減目標値と捉えられてしまうと、それはそれでまた今回の総点検というところの趣旨からも若干見直しありきの総点検と事務局としてはしたくないところもございますので、そういった意味合いから33年度の目標値については、現状維持というところで現在は書かせていただいたところでございます。

以上でございます。

○会長 今、委員にご指摘いただいたのは大変大事な点だと思います。

財政課にお伺いしますが、財政推計で出しておられると思うのですが、33年度で現状維持にしていますか。

○事務局 個別の1つ1つというよりは全体として推計はつくっているのですが、その中で概算ですが歳入歳出のバランスがとれていない状況が生じてきていることから適宜毎年の予算編成の中でバランスをとるように歳出を削減して歳入をふやすような努力をしていかなければいけないと考えています。この行革についてもその一環であるというところでお話させていただいたところかと思えます。

予算編成をしていく中では、こういった補助金につきましても毎年、適宜削減しているという実態がございます。ただ既存の補助金については、適宜見直して削減をしている中で、今、市で進めている市民協働ですとか、そういった部分について新たな補助金が新規で創設されたりというところもあります。全体の中では予算査定等の中で補助金についても、なるべく削減する方向で全体の予算のバランスをとっていくことをやってきているところでございます。

○会長 現段階での説明、そういうことになろうかと思うのですが、非常に重要な点だと

思うのです。ただその一方で、どうしても数字が絡んでくる話なので、ちょっとこの点については、引き続き検討という形にきょうの時点ではさせていただいて、どういう形でこの部分を表せるのかというのは、少し事務局の方にもよく検討していただきたいと思えます。やはり気持ち的には行財政の推進を進めていく以上、何らかのマイナスの縮減の姿勢というのは求められるところだと思いますし、ただ、これまでの予算編成の方針との関係というのもあるでしょうから、少しここは事務局かつ財政課として少しよく検討していただいたらいいのではないかと思います。

そういうことでよろしいでしょうか。事務局の方もこの点はよく検討していただきたいと思えます。

それからもう1点、ちょっと別の点になりますけれども、去年補助金の検討会というのをやって答申を出したわけですけれども、そうするとその時も30年度からやれるものはやっていくという話もあったかと思うのですが、去年答申を出していて、ことしの夏に30年度の予算編成をされると思うのですが、その中で30年度から着手、具現化して行ける要素というのは何かないものでしょうか。

○担当課 昨年度答申をいただいた際の所管ということで、財政課の方で答申をいただいたのですが、補助金等審査委員会の事務局を政策課の方でやっておりますので、答申書を引き継ぎまして今年度政策課で具体的にどのような形で取り組むのがいいのかなということで検討させていただきました。

その中ではやはりどうしても対象事業、対象団体が非常に多いことが1つございまして、総点検の実施は今年度で全て終わらせて、例えば30年度予算に反映させることができればよかったのですが、なかなか実際問題としては通常の予算審議に係る補助金等審査委員会の審査等もございまして、単年度で全てを総点検することが難しいということで、我々の今のスキームでいきますと、今年度それから次年度早々にかけて総点検を実施して、最短でも31年度の予算に反映できるところはしていきたいという事業スキームを考えているところでございます。

以上でございます。

○会長 今年度補助金等審査委員会は何回開かれたのですか。

○担当課 現在までに補助金等審査委員会としては、1回開催をしております。

以上になります。

○会長 もう少し精力的に行って、来年度の予算に間に合わせるものは間に合わせること

ができないものなのでしょうか。

○担当課 その1回開催した補助金等審査委員会の中で、実は今回総点検の案をご提案いたしました。その中で、やはりさまざまなご意見を実際には頂戴をいたしまして、現状その案をまた再提案をするようにということで、指示をいただいております。従いまして、単年度で精力的にももちろん開催をしていこうという思いはあるのですが、具体的にご提案が今、皆さんを納得させられるような総点検のご提案という形でできていないというところになります。

以上でございます。

○会長 財政課の方に今度お伺いしたいのですが、来年度の予算の要求基準の中で、この答申の中で反映できるものは反映をさせるという方針を示すとか、そういうことはされないのですか。

○事務局 予算編成方針の中で、この行革プランの方針に基づいてというのは、前期の間も明記していましたし、それは今年度も来年度以降もずっと明記していくことにはなると考えています。

○会長 財政課からそういう点を各課にも伝えるということのも大事なことだと思うので、改めて本格的な来年度の予算要求とか査定が始まる前に、具現化できるものは30年から具現化していくというメッセージを寄せられた方がいいのではないかと思います。その辺りはいかがでしょうか。

○事務局 行革プランに基づいてちゃんと積算してくださいと。あるいは事務事業を見直してくださいというのはこれまでも言ってきていますので、また来年度に向けても財政課として言っていく。来年度以降もずっと言っていくということになるかと思っています。

○会長 では、よろしく申し上げます。

○委員 まだちょっと納得していないのですが、ここの文章に補助金の総点検を実施するとか、補助金の適正化を図っていくというのですが、総点検をするとか、適正化を図るという言葉は、何の基準で点検するのか。適正化と言ったら、言葉としては適正化なのですが、言葉が広がってこういう基準に対して合致するものは補助金をこれからやるけれども、この部分に達しないものはやらないという基準がないと、実際には「点検はしましたよ。適正化も図りましたよ」ということになってしまうのではないかと思います。具体的なアクションの中でも、点検とか、適正とかいう言葉ではなくて、何かきちっとした基準の1つでも書いてないと、たくさんの方がどんどん色々団体が申請してきて、なか

なか予算がつかないからなるべく現状維持でやろうというのでは、本当に必要ならば増えたっていいわけですけども、そう感じるのですけどね。何か基準が欲しいなと思います。

○担当課 説明が不足しまして大変申しわけございません。先ほどの補助金等審査委員会を1回開催したというところで、我々の方で総点検のご提案をする際に、当然、今、ご指摘いただいたような基準ということで、団体補助金に関する見直し方針を改めてここで策定して、実際総点検の作業に移りたいということでご提案をさせていただきました。

実際には補助金等審査委員会の中で見直し方針案というものが、少しまだ精度が甘いということでご指摘を頂戴いたしまして、今、早急に再精査をしている状況になります。

以上でございます。

○会長 今の委員のご意見も踏まえてですが、その今回の答申の中に昨年度の補助金の答申を受けた補助金等審査委員会の補助金についての基本方針のようなものを答申の中にも取り込んで、少しはっきりとこういう方針で補助金を見直していくということを、今回の答申の中でも少し打ち出していったらどうかなと思うのですが、その点はいかがでしょう。これは事務局の方にお伺いします。

○事務局 今、ご指摘いただきました昨年度の補助金に関する附属機関から答申をいただいた内容・視点につきましては、現状、こちらのシートですと、「現状の課題」の欄のところの6つの視点等がやはり一番大きなポイントであったと捉えております。

この内容等を踏まえまして、ほぼそれに即した形で市の方で見直しを行う際の方針を今、定めている最中という状況でございます。

こちらの方針が定まり次第、具体的な方針、今、委員さんがおっしゃった基準に当たるものですが、それに基づく総点検というものを本年度から来年にかけて実施するという予定でございますので、それにつきましてはこちらの行財政改革の新しいプランにも載りますし、当然その考え方に即して実際の見直しを進めていく。それに伴ってその見直しの反映につきましても順次可能なものは進めていく形と捉えております。

○会長 そういう意味でよりそれを分かりやすくする意味で、今回の答申の中に昨年の補助金の答申のエッセンスのようなものを後ろの方に付けてとか、そういう形で少しでも姿勢が見える形で工夫ができないかと思うのですが。そういう点を、今回の答申を仕上げる時に工夫をしていただければと思います。

○事務局 こちらの行財政改革推進プランの例えば最後に参考資料等につきましては、直近で策定をした市の行財政改革に関わる個別の方針計画等ということで、下にございます

団体補助金に関する見直し方針については必ず今年度中に市として策定する予定でございますので、その内容を付けるという作業は可能ではないかと思っております。

○会長 では、そういうことで少しでも基準あるいはルールというのを具現化していくことということで工夫をしてもらいたいと思います。

○委員 結構、私の受け取り方が間違っていたら申しわけないのですが、今、府中市補助金検討会議に基づいた見直し方針について、補助金等審査委員会を1回開催して提示をしたところ、もう1回精査をしてほしいという話が出たということで、悪意にとると揺り戻されているのではないのと取れなくもないなと感じました。申しわけない言い方なのですが、そういうわけではないのですね。

○担当課 決してそういうことではなくて、やはり答申の趣旨をちゃんと反映した形でしっかり最終的な目的というところが、少し先ほどもお話をさせていただいたのですが、削減だけではなくて、やはり充実すべきところは充実すべきだし、また継続すべきところの最終的な目的というところが、一方ではそういう幾つかの判断をしていかなければならないので、そこが全体としてわからないのではないか。通常の補助金の審査というのは毎年度やらせていただいているのですけれども、そことの違いというところをちゃんとしっかりと私ども事務局の方で理解整理をした上で、もう一度ご提案をしてくださいということで、なので答申の趣旨を生かし切れていないのではないかという意味合いが強いのかなというところは認識をしておりますので、そこのところは整理をして改めてご提案をしたいと思っております。

以上でございます。

○会長 それではこの点についてもいろいろ意見をいただきましたので、また事務局の方でもしっかりと対応をお願いしたいと思います。

それでは次の項目へ進みたいと思います。

○担当課 それではプラン番号2-5-5「公共施設等の整備・改修におけるPPP/PFI手法の検討・導入」につきましてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、PPPの取組といたしまして、平成17年4月から指定管理者制度に関する運用方針に基づきまして、積極的に指定管理者制度の導入を図ったところでございます。また、PFIの取組につきましては、平成15年にPFIの手法導入における基本指針を策定いたしまして、ルミエール府中の建設時に初のPFI手法を実施したところでございます。

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針といったものが民間資金等活用事業推進会議において決定され、内閣府と総務省の連名による通知が参りまして、本市ですと人口が20万人以上の都市ということで、速やかに優先的検討規程を策定するよう求められたところがございます。現在のところそちらを本年度中に策定を行いまして、対応を行ってまいりる予定でございます。また、「めざす姿」といたしましては、公共施設の整備・改修に当たりましてPPP/PFIの手法の検討を行い、効率的かつ効果的に社会資本が整備され、市民に対して低廉かつ良好なサービスが提供されるよう目指してまいります。

「実施内容」といたしましては、施設所管課におきまして、公共施設等の整備・改修を行う場合には、多様なPPP/PFIの手法がございますので、各種方式の導入の検討を行ってまいりまして、新たなPPP/PFI手法を研究して、運用されるための体制構築と推進体制の構築を図ってまいりたいと考えてございます。

「スケジュール」につきましては、記載のとおりとなっております。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○会長 この点についても、ちょっとご審議をいただく前にちょっと抽象的な表現が多いので、もう少し具体的な趣旨を教えてくださいなのですが、要は平成33年度までに2事業、PPPといえるものを実現したいということなわけですね。ただそのPPPというのは非常に範囲が広くて、指定管理者からPFIに至るまで、またそれからさらに何かより新しい手法の研究みたいなものも何かニュアンスとして入っているようなのですが、その指定管理者とPFIでも、また全然かかる時間が違うので、具体的に何をターゲットにしているのかというのが、ちょっとこの表現だと今ひとつよく分からないのですが。

例えばそのPFIですと、大体SPCという相手の法人と交渉を始めてから交渉をまとめるまでに大体平均で2年間かかると言われていたのですよね。だからもしもPFIをこの計画期間中に想定しているのであれば、平成33年までに間に合わせようと思えば、もう31年からSPCという会社と交渉を始めないと間に合わないわけで、指定管理者だと要は議会を2回通す必要があるわけですね。指定管理者自体の指定と条例を改正すると。それは最短だと1年間でできそうですけれども、その点でまずは指定管理者かPFIかで全然スケジュール感覚も違ってくるので、具体的にどういう事業を想定しておられるのか。それからPFIであれば、大体ここでできるだろうなという、自ずとその施設の候補から

いは当然絞れると思うのですが、それは対外的に言えるかどうかは別として、その辺りがどういうふうに今、お考えなのかというのを伺いたいのですけど。

○担当課 公共施設等の整備・改修におけるPPP/PFI手法の優先的検討を行った事業数というところで「指標」となっております。こちらは「多様なPPP/PFI手法導入の優先的に検討するための指針」の中に事業費の総額が10億円以上の公共施設の整備事業であるとか、単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業が今後優先的検討を行うべき対象事業となっております、実際にSPC、特定目的会社、そういったところとの優先交渉、実際にPPP/PFIについてを具体的に企業と調整を行っていくというスケジュールではございませんで、実際に優先的検討を行うべき事業というものをある程度シミュレーションいたしまして、目標値として設定しております。

以上でございます。

○会長 指定管理者というのは、既に既存の施設、ある施設についてどこを直営ではなくて指定管理者にするかという話ですね。PFIというのは、新規に公共施設をつくる時の話ですよ。自ずと全くその事業の性質が違うので、最低限この4年間の間に指定管理者をやるのか、PFIをやるのか、それぐらいは何か仕分けがつきそうな気がするのですが、その点はいかがですか。

○担当課 公共施設整備事業として、例えば総額が10億円以上の事業といったものにつきましては、優先的規程の中でPFIとするのかという部分が出てまいるところでございます。それについては規程の中で必ず検証していかなければいけないものと考えており、今後の状況の中で、優先的検討を行うものと考えているところでございます。

以上でございます。

○会長 それは、今のご説明だとこういうことですか。この30年から33年の4年間の間につくる10億以上の施設があって、それについては必ず事前の検討としてPFI手法でやるのか、通常の建設でやるのかということを検討しなければいけないことになっていると。そうだとすると、この4年間の間につくる10億以上の施設というのは、自ずともう目途はついているのではないかと思うのですが、その点はいかがなのでしょう。

○担当課 現在のところ個別の施設の部分については、現在示されているスケジュールの中でこの施設が例えばそうした改修ですとか、または公共整備に至るようなところでの具体的な部分については、目星というか、主管課等のヒアリングの中では伺っているところでございますが、まだ現在のところ決定事項には至っていないところがあり、そういった

判断の中でスケジュールを記載しているところでございます。

以上でございます。

○会長 財政課にお伺いしますが、財政推計で10億以上の施設をつくるとなると、必ずそれはカウントしているはずだと思いますけれども、そうすると自ずと絞り込んでいるのではないですか。

○事務局 こちらのPPP/PFIの関係や、先ほどご意見をいただきました指定管理の関係でございますけれども、指定管理につきましては、ちょうど次の個別プランにありまして、5ページになるのですが、若干具体的な候補につきましても「実施内容」のところに記載しているところでございます。こちらのPPP/PFIにつきましては10億円以上の主には施設の整備・改修という形が対象となってきまして、当面まずこの4年間の間はそういったものが来た場合に、優先的にPPP/PFIの手法を適応するかどうかという俎上に乗せる。そういう仕組みをつくるのがまず第1だと思っています。

その具体的な事業が対象事業としてあるかというところでございますけれども、目標値が2事業という形になっておりますが、具体的には恐らくこの33年度までには事業の改修そのものは入らずに34年度以降恐らく大きなものが2事業あると想定はしています。ただし、そちらの実際の改修が始まる前に、先ほど会長の方からご意見をいただきましたとおり、様々な手続があり数年かかりますので、こちらの動き出しは仕組みづくりだけではなくて、この30年度から33年度の間に入ってくるようなスケジュール感ではないかと捉えてはおります。

○会長 私が伺っている趣旨は、33年度までにその2事業というのを本当に計画として設定することに現実性があるのかどうかということも含んでいるわけですが。ですから先ほどのご説明でいくと、30から33年度の間に10億円以上のプロジェクトというのが大体幾つあって、その中で精査をしていくとPFI等の手法でできそうなものが2つくらいはありそうだとか、そういう裏打ちがないと計画事業で2と書くのは根拠が薄いのではないかとということも含めてなのですが。そういう意味であくまで計画本文にどこまで書くかという話は別として、現実の今の状況として、2事業というのは蓋然性があるのか。それからそれが4年間のうちのいつごろ着手になるのかということはこの協議会でも承知しておいていいことだと思いますので、そういう意味でお伺いしているのですが。

○事務局 今、ご質問いただいている内容でございますけれども、具体的に個々の施設や改修する施設の事業名等はちょっと伏せさせていただきますけれども、具体的な想定とい

たしましては、基準とされている規模を超える改修が生じる見込みはございます。ただ、先ほど申しましたとおり実際の工事自体の支出が出るのは33年度よりも先の話ではないかと思っているのですけれども、その準備のスタートはこの次の4年間に入るのではないかと捉えております。しかしその具体的な準備のスケジュールについて、スケジュールの欄に明確には記載されておりませんので、その内容につきましてはもう一度担当課と調整をして準備段階に入るのであれば、例えば32年度と33年度に具体的な項目が出るようであれば、施設名等は伏せる形になるかと思えますけれども、より分かりやすく明記をするように調整したいと思います。

○会長 そうですね。そうすると今のご説明だと、もう一度33年度の目標値が2事業というのも書けるかどうかということも含めて、再度よく検討してもらおうということによろしいわけですね。つまり今の説明だと純粋新規10億円以上のプロジェクトはこの4年間のうちには今のところないということですね。するとPFIのみかあるいはPFIかつ指定管理者というものは、およそその中でも見込めそうもないと。だからありそうだとすると既存の公共施設について、今、直営でやっているところを指定管理者に変えるという話なのであれば、それは何かありそうな気がしますけれども、そういうことは意図していないと。既存施設について指定管理者に切り替えることは特に考えていないということであれば、この項目自体載せる意味があまりないと。そういう話になると思います。

○事務局 既存施設の大規模改修が恐らく2件くらいあるだろうということなのですが、そちらの時期が、先ほど申しましたとおり、実際の改修は34年度以降の話になるかと思えますけれども、その動き出しがこの4年間のうちにスタートするのではないかというスケジュール感でございます。

それとは別に、今、直営でやっている施設の指定管理を新しく始められるかどうかという内容につきましては、次の2-5-6のプランの中で少し触れているところがございます。こちらについても個別の施設について、現在進行中のところもございますけれども、幾つか想定はありますし、ちょうど公共施設マネジメントを担当している別の部署があるのですけれども、そちらと担当である政策課の方と連携して、今後検討していくという流れを想定しています。

○会長 既存施設の改修であれば、PFIを使うとは思えないのですね。全体のバリュー・フォー・マネーで計算する時に改修でPFIというのは、およそ採算が取れないのではないかと思います。そうだとすると、あまりこの2-5-5というのは成り立ち得ない

のではないかなと思うのですが。

○担当課 規模感であるのかなと思われまので、実際の運営をしている10億円以上の運営施設に関連しての部分、そういったものも優先的規程の中にございますので、そういったものも含めて検証をしてみたいとは思っているところがございます。

以上でございます。

○会長 今、この2-5-5は具体的に何を指しているのかというのをもう少し絞り込んでもらった方が。PFIなのか指定管理者なのかですね。もう少し再検討してもらった方がいいかと思えます。

○委員 この表を見た時に、私、どうしても分からなかったのは、今ある市民保養所のやちほか生涯学習センターで既に指定管理者制度をやっているわけですよね。これはPPPの取組としてやっているとして、平成29年の現状値で棒線を引っぱってありますよね。ゼロなのか棒線なのか書いてあるし。先ほどから会長さんが何回も同じ質問をしているけど、私も同じなんですけど、既存の施設をパートナーシップでPPPでやるのだったら、2事業はないだろうと。もっとやってほしいなと思うし、ちょっとPFIで平成33年度で2事業やると思ったら、これは大変だなと。見た時にね。2事業と、これ混じっているけど、とにかくさっき言ったようにPPPでやるのだったらもっとたくさんやってほしいと、目標値を。と単純に思ったのですよ。それともここにある整備とか改修のことでやるということだったら、それは既存の建物をほかの人がお金を出してやるのは考えられないし、何か分からないなと思って。最初からこれを聞いていたのですけど。どうなのでしょう。

○担当課 済みません。ちょっと分かりづらいつくり方であったというご指摘は真摯に受けとめさせていただきたいと思えます。この2事業というのは先ほど来申し上げさせていただいている中で、具体的に公共施設における改修の時期がそろそろ近づいている施設が2事業程度ある中で、その改修についてPFIまではいかないまでも、何らかのPPPの手法を用いてやるかどうかというものを検討しなければならないと考えている施設が2事業あるという記載の方向でございます。ただ、先ほど来会長さんの方からもいただいているところを踏まえまして、ちょっとまたもう一度その辺のつくりにつきましては、事務局の方と調整をさせていただくお時間をいただければと思えますので、どうかご理解いただければと思えます。よろしくお願いいたします。

○会長 今、お話がありましたようにちょっと全体をもう一度よく見直していただくとい

うことで、お願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、次の項目へお願いします。

○担当課 プラン番号2-5-6「市民サービスの向上及び管理運営経費削減に向けた指定管理者制度の見直し」でございます。

本市での指定管理者制度の沿革といたしましては、平成18年度指定管理者制度が導入されまして、現在平成29年7月1日現在におきましては、17施設において指定管理者による管理運営を行っているところでございます。今後でございますが、多様化する市民のニーズに対し、公の施設の管理に指定管理者制度を導入し、民間能力を活用することによって市民サービスの向上が図られるとともに、公の施設の維持管理経費の削減が図られているところを「めざす姿」といたしまして、指定管理者のインセンティブを高めるとともに、創意工夫を促す管理運営手法を検討いたしまして、市民サービスの向上と施設の安定した管理運営を推進してまいりたいと考えてございます。その中で民営化、公私連携型などを含めた最適な管理運営手法を研究するとともに、また新たな「地区図書館」等の公の施設への指定管理者制度の導入を検討してまいりたいと考えてございます。

なお、「スケジュール」等につきましては、記載のとおりとなっております。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○会長 ありがとうございます。これについて、済みません、最初に私の方が技術的な質問させていただきたいと思いますが、「指標」でマイナス5ポイントと設定されているわけですね。指定管理料の削減率をマイナス5ポイントにすると。「スケジュール」のところを見ると、やはり利用料金制、既に指定管理者がやっている施設でこれまで直営の料金でやっていたところを利用料金制を導入することを想定しておられるように読めますけれども、そうするともうかなり具体的にどこの施設について利用料金制を導入することを想定しておられるから、こういうふうに「指標」でマイナス5ポイントとまで書かれていると思うのですが、具体的に言うと、どの施設で利用料金制を導入しようとお考えなのか。

○担当課 現在、指定管理者制度におきましては、ほとんど全ての施設におきまして利用料金制度を導入してございます。ただ一部利用料金制度を導入していないところもございますが、民間事業者が利用料金制度を使って、収入を上げていくような仕組みを市の方でも検討し、最終的には指定管理料の削減につなげていくような検討を進めてまいりたいという趣旨から、ここに記載しているところでございます。

○会長 どういう意味なのでしょう。既に利用料金制を導入している施設について、さらに要は指定管理者の方がより儲かるような利用料金制度にするということですか。

○担当課 現状、指定管理者における利用料金制度を導入いたしますと、指定管理者の収入にすることができるのですけれども、収入がより向上ができるような仕組みづくりをしていくのが望ましいだろうという考えがございます。

○会長 ちょっとまだそれだけだと内容の意味が理解できないのですが。利用料金制であると、今、既にその法人の収入になっているわけですね。それがさらに儲かるようにするというのは、何か市から利用料金多く入っているところにさらに上乗せでボーナスを出してみたいな、そのようなことをお考えなのでしょう。

○担当課 利用料金制度の合意の中で、インセンティブという領分もございますので、今現状はその明確なルール化というのがされていないところがございます、その部分の法的な解釈といったものも全体的に確認をしていかなければいけないものだとは思いますが。その中で一応今後とも研究をまた今後も進めていく中で、利用料金の部分といったものを考えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○会長 まだよく分からないな。

○委員 今、利用料金制をとられている施設もあるのですかね。そこは要するに利用料金だと、残りの部分を指定管理料ということで支出をつける。そのところを今度、今、利用料金制をとっていないところは、使用料だとか、当然市の収入になって、それを含めて指定管理料としているのですけれども、その部分を今度利用料金制にして、プラス利用料金を除いた、使用料を除いた部分プラスアルファでまた指定管理料をお支払いするとか、そういうのがインセンティブというのはそんなようなことを考えているのですか。

○担当課 インセンティブという部分につきましては、基本的には指定管理料を指定管理者が運営する中で、施設管理とか運営費の中で努力した結果、経費が削減された部分をインセンティブとしております。

そうしたものも含めて、指定管理料を削減することを目指して、マイナス5ポイントとする「指標」となっているところでございます。

以上でございます。

○会長 基本的にもう少しよく整理していただいた方がいいと思うのですが。根本は行革になるのかどうかというのが根本の疑問であって、要するに今既にうまく回っていると。

利用料金で相当入ってきていると。それはその法人の工夫とか、営業努力であるのだろうと。それをさらに評価してあげたいという気持ちはわからないでもないですけども、そういう利用料金の収入が多く入っているところに税金をさらに継ぎ足して、いわば平たく言うと、ご褒美のような形でよく頑張っているところには税金を費やしてその施設をより立派にしてあげましょうとか、設備を充実してあげましょうということは、要するに1面で言えばそれは利用料金をやっている法人にとってのインセンティブになるのかもしれませんが、それが全体で言うと、行革に資するものなのかどうかという辺りは、やはりもう少し議論をしていただく必要があるのではないかなという印象も持つのですが、いかがでしょうか。

○担当課 済みません、説明が分かりにくくて大変申しわけございません。市で利用料金制度を導入している公共施設におきましては、現行の稼働率等を含めまして、その稼働率を指定管理者の裁量を拡大することによって増やすとなると、利用者が払う使用料、利用料金が拡大するということはあるかと思うのですが、この拡大がある程度進んだ中でも、市と当初お約束をした指定管理料というのは、一律でもう交渉設定しておりますから、売上が伸びれば、その分というのは事業者に対するインセンティブになると考えております。

ですので、市があまり事業内容について締め付けを行うことができる範囲を減らしていくことによりまして、より事業者の自由裁量度が広がりまして、それが事業者としての収入としてのインセンティブにもつながるとい部分も総合的にどうやったら進めていけばいいのかなというところから、ここの議論につきましては内部では行っているところでございます。

一方でその使用料、指定管理者側に入るものを、今、現行の一部の施設では精算行為を行うことによって、市の方に還元してもらっている状況もある中で、そういった考え方が今後適切なのかどうなのかといったところを検討していく必要はあると考えておるところでございますが、今回ここで申し上げている総論としての考え方としては、そういったところで考えさせていただいたとご理解をいただければと思います。

以上です。

○会長 そうすると再度の確認ですが、その最終的な目標は市の指定管理料を削減することになるのですね。

○担当課 そうですね。市が支出する指定管理料を減らしつつ、それが事業者のしわ寄せや負担にならないように相互にプラスに働くような方向性を検討していければと思っています。

ます。

以上でございます。

○会長 そこが計画事項にすれば、当然内容の説明を求められますので、だから今の説明の、今の利用料金制度を何か変えれば、事業者、法人のインセンティブも増えるし市の管理料も減る、両方にとってプラスになるという制度が本当につくれるのかどうか。それが33年の目標値マイナス5ポイントというのは、具体の金額でもはじけるわけですね。指定管理料を乗じればいい話で。そこまで具体的な数字まで目標で設定する以上、どういう仕組みを導入したら減らせるのだという、そちらの説明がもう少し具体的にできないと、目的と手段の詰まり方の精度に差があるのではないかと思うのですけどね。その点はよく留意をしていただかないと、計画事項にすると、かえって正確な説明を求められるので、正確な説明を最後までできるのかということに少し懸念を感じます。

というようなことでよろしいでしょうか。引き続きちょっと検討していただくということで。

では、続きまして次の項目をお願いします。

○担当課 続きまして、プラン番号の2-6-5「職員提案制度の充実による組織の活性化」につきまして、ご説明をさせていただきます。

政策課におきましては、広く職員から市行政について改善を求める。これを実施する制度ということで、職員提案制度というものを設けまして実施をしています。職員の積極的な事務改善の提案などをいただく中で、従いまして「めざす姿」ということでは、平成33年度において当該職員提案制度を通じて職員の研究心、勤労意欲が高められるとともに、行政の効率化につながっていくことが図られていくことを願ってまいりたいと考えています。

これまでの具体的な取り組みといたしましては、直近で平成26年度にこの提案制度を見直しまして、提案区分を3分割いたしました。それによって必要に応じて提案者のプレゼンテーションなども求める中で、より効果的な提案を求めてまいりたいということで実施をしております。

提案数自体は、年々伸びてはいるのですけれども、ただ提案内容については若干物足りないといった声も聞く状況でございます。このため個別プランの内容といたしましては、当該制度の周知徹底、他の提案誘導の促進に取り組んで、提案件数の増加を目指していくところはもちろんでございますが、さらに十分に分析・研究された効果的な提案というも

のをいかに出してもらおうかというところを何らか検討しながら実施をしてみたいと考えております。

「スケジュール」につきましては記載のとおりでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。この項目について何かご質問・ご意見ございますか。よろしいですか。よろしければ、また後で質問することもできますので、とりあえず次へ進みたいと思います。次の項目をお願いします。

○担当課 プラン番号4-10-1「業務量調査に基づく業務量削減及び民間委託業務の拡充」。こちらでございますが、平成18年総合窓口業務の一部について民間委託を実施して、また平成25年においては「市立保育所における民間活力の導入におけるガイドライン」、平成26年1月には「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」が出され、保育所の運営について民間活力の積極的な活用を図っているところでございます。

今後でございますが、「めざす姿」といたしましては、民間委託の業務拡充の中で、業務量調査を行っていきまして、業務量調査の結果に基づきまして時間外勤務削減等による人件費の抑制ですとか、行政のスリム化による効率的な行政運営、民間企業のノウハウを活かしたサービスの提供がなされるような状況としていきたいと考えているところでございます。

「実施内容」といたしましては、業務量調査手法の検討を行った後に、担当課を限定して業務量調査を試行的に実施します。試行的に実施した結果を踏まえまして効果の検証を行い、十分な効果が認められれば本格的に全庁に対して業務量調査を実施していくものとなっております。業務量調査の実施に当たっては業務担当課の協力が不可欠であることから、事前に説明会・ヒアリング等を実施しまして、分析結果を踏まえて、時間外業務の削減、課内業務の効率化、民間業務委託を拡大していきたいと考えているところでございます。

「スケジュール」につきましては、記載のとおりとなっております。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○会長 ありがとうございます。これについてもちょっと最初に私の方でお伺いしますが、ここで言う業務量の調査というのは、要は特定の部局のこの仕事、このプロジェクトをやるのにこれくらいの人量が必要だと、そういう人量の計測と言いますか、そういうイメージのものだということ、まずよろしいですね。

○担当課 業務量調査といたしまして、会長がおっしゃるとおり、そうした細かい業務の作業時間が、業務量を把握するための調査となりまして、行っていきたいと考えております。実際に対応するのは、セミナーとかそういったところが現状に対応しているところでございます。そういった手法の検討をしてみたいとは考えているところです。

以上でございます。

○会長 それを前提にすると、こういう業務量調査の仕事を、作業をやっていくことは、そのこと自体は否定するものではないのですが、ただこういうように計画事項に盛り込んで計画事項として民間委託の施策はこれをやっていくとしてしまうと、かえってでは向う4年間はアウトソーシングはやらずにまずこの作業をやるのだと、そういう方針がいつの間にか固まってしまうとか、あるいは対外的にそう受けとめられてしまうというのは、これはあまり適当ではないのではないかと思うわけです。

つまりアウトソーシングというのは、それ以外にもやはり部局によって非常に時間外勤務が特に多い分野とか、あるいはかなり定形的業務が定着して、この部分は切り離せるという形がはっきりしてくる分野とか、そういういろいろな事情でアウトソーシングというのは、逐次やっていくことになるのだらうと思うので、かえってこういうように計画事項でまず業務量測定をやりと位置づけてしまうと、アウトソーシング自体がかえって先送りになるとか、マイナスと言いますか、先延ばしになってしまうということになりはしないか。そういう点が1つと、それから2点目が、市の全体の定員管理計画も当然あると思うのですが、その定員管理計画の方で特定のアウトソーシングも盛り込んで、今、運用しているとすると、そちらとちゃんと連動するののかという点。その2つの点が非常に心配と言いますか、懸念を感じるのです。つまりこういうふうに行革の計画事項として位置づけると、かえってそういう点についての齟齬が生じないかということが懸念されるわけですが、その点についてはどうなのでしょう。つまりこういう人量測定も通常の業務としてやっていくけれども、それと市全体のアウトソーシングの進行というのはまた別の話で、そちらはそちらで必要に応じてあるいは機が熟すればアウトソーシングはやっていくと。それと並行した調査研究事業だという認識でいいのか。それからもう1つは定員管理計画とちゃんと結びついているのかどうかという2点についてお伺いをしたいと思います。

○担当課 アウトソーシングに向かっていくその各課での状況といったものと、現在ここにプランとしてお出ししているものというのはまだ整合性が取れていない状況でござい

す。また、定員管理の部分につきましても、定員管理で行っている課との調整、そういったものも行っていない状況でございますので、具体につきましては、その業務量調査の手法を検討する中でも定員管理の部分につきましては、また改めて調整を行っていくものと考えているところでございます。

また、アウトソーシングの全体的な流れの中で、我々把握しない部分の中で、現行所掌事務を行っている事務担当課の方で先行するような場合につきましては、またこちらのプランとは別の動きになる可能性といったものは否めないと考えているところでございます。

以上でございます。

○会長 そうしますと、市全体のこういうアウトソーシングというのは政策課が所管しているわけですね。それを前提に言うと、今のお話だとアウトソーシングについてはその限界の話は別として、市全体の方針としては、向う4年間はまずこれをやるのだということなのですか。そこはちょっと遅過ぎるのではないかと思いますけれども。

○事務局 補足で行革の担当の方から説明させていただきます。現在の行財政改革推進プランと言いますと、41ページのところになるのですが、まずは「全体の民間活力導入の考え方」と記載しておりまして、その後、①から⑤までということで、具体的な事業としてある程度目途が立っているものを進めるようなつくりになっております。

次の新たな行財政改革推進プランにおきましても、似たような構想を考えておりまして、全体の目次をお示ししていないで大変申しわけないのですが、今回政策課の方で出しております話とは別に、具体的に民間活力活用の中身が出そうなものとして恐らく3つくらいの個別プランが出るような予定でございます。そちらはどちらかと言いますと、これまで進めてきた内容で、今の予定ですと、総合窓口の民間委託というのはまだ終了しておりませんので、そちらが1つ。それから学童クラブと放課後子ども教室の連携、それが2つ目。それから3つ目は、保育所の民営化ということを用意しております。それ以外にもこちら現在のプランに記載しております粗大ごみの収集ですとか、給食センターの民間活力導入等につきましては、これまでやってきて、ある程度目途が立ちましたので、次のプランからは除外するという予定でございます。

これまでの流れを申し上げますと、やはり現業職と言いますか、そういったところはここ10年、20年くらい前からだんだん進めてきたところでございますが、以前にこの会議でもお示ししましたとおり、国の方から助言通知があり、庁内での事務業務についても調査分析をして、可能なものについては標準化をして業務量を節減したり、場合によっては民

営化の検討をするようにという指針も出ておりますので、その部分を捉えた1つの方策として今回政策課の方でこのプランをまとめている状況でございます。これとは別に個別の内容が幾つか出てくるというような構成になるのではないかと考えております。

○会長 そうすると、今のお話のあったようにこれまで府中市では割と着々とアウトソーシングについては進めてきた、あるいは進めてきているわけですね。それは随所にこういう計画の中にも表れているわけで、そういう中で行革の今後一番中心となるこのプランでどう書き表すかというのは大事な点だと思うのですが、それが今の個表の案だと、向こう4年間でアウトソーシング自体はやりませんと読めるのですが、それはこれまでのケースからいっても、かなりがくんと遅いペースになってしまうし、あるいは現実の動きを見ても、向こう4年間本当にやらないのかということ、そんなこともないように思われるし、どうなのでしょうかということですね。4年間これしかやりませんと。業務量調査しかやりませんと。アウトソーシング自体は4年間やりませんというお考えなのであれば、そこはかなり問題があると思いますが。

○事務局 先ほど申し上げましたとおり、既に過去に大きな方向性を決めている3事業につきましては、別の個別プランとして行財政改革の新しい計画の中に盛り込んで、当然進めていこうと考えております。それ以外にも例えば公共施設のマネジメントですとか、インフラマネジメントの中で民間委託等を進められるものについてはそれぞれ推進するという方向性は持っております。

それとまた別に新しいターゲットを探すという意味で今までやっていなかった分野にも手を広げるための方策というのが、今回お示しをしている政策課の新しい個別プランだと思っております。

あともう1点。先ほどご質問をいただいた定員管理の関係でございますけれども、ちょうど次回の9月の第6回目の会議の時に担当の職員課を呼びまして定員管理の個別プランについて説明をさせていただく予定でございます。こちらの今回の政策課の案件はまさに新しい、これから広げられるものがあるかどうかという調査をして、広げていく形でございますので、具体的な職員課の現在の定員管理のスケジュールには載ってきてはいないところでございますが、ただ先ほど申し上げました総合窓口の話ですとか、保育所の民間化の話というのはある程度前から話があって、今後予定を立てて進めていきたいところがございますので、こちらの個別具体的なものが決まっている内容につきましては、職員課の方の個別プランとの連動は図っていきたいと思っております。

○会長 そうすると、要するに今回のこの推進プランの実際の一番大事なメッセージになるので、その表し方なのですけれども、要するにこの業務量の調査もやっていきますと。ただそれは調査研究的な意味合いでやっていくと。それよりはもっと本筋の府中市のアウトソーシングというのは、これからも適時やっていきますよ。それはこの4年間の間にも適時、機が熟して関係課の調整ができれば、4年間の間にも当然それはやっていきますという姿勢を示すのが大事なところなのではないかと思うのですが、そういう認識をお持ちかどうかということをご改めしてお伺いしたいのですが。

○事務局 会長のおっしゃるとおり、基本的な民間委託、民間との協力というのは、適宜適切に進めていくことになりまして、今回政策課が出しているものについては、そういったものを進めていくに当たって、これまで府中市が取り組んでこなかった新たな手法についてこの後期の期間内で研究検討して、可能なところから取り入れられないかというのをご提示させていただいているものだと考えております。

以上でございます。

○会長 分かりました。済みません。私ばかりで。この件について何か、他の委員の方からご意見。

○委員 これも業務量の調査というのは、具体的に残業時間とかそういう指標ではかかっていく想定なのですか。どういう形でやっていくのですか。

○担当課 業務量の主な調査手法といたしましては、まだ今後も検討していくところだとは思っております。その中で例えば実測型と言われるような日報方式。1年間の日報を作成いたしまして、その職員の業務量、そういったものがわかるようなデータをいただいて、こちらで分析していくとか。あとは記憶記録型。3か月程度の期間を限定いたしまして、所要時間の見積もりですとか、実績記録の確認を行った上で調査する手法ですとか、様々な手法がございますので、その中でも最も有効な方法があれば、それを導入していきたいと考えているところでございます。

以上になります。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 他にございますか。それでは、私の方でもう1点だけ改めて。先ほどもお伺いした定員管理計画との関係ですけれども、やはりその業務量調査をやる前にその職員課の方とよくこれは調整してもらって、この業務量調査を予算を使ってやる以上は、その成果が

定員管理計画に反映されるようにしておかないと、予算を使って調査をやったけれども、それが定員管理計画に反映されないことになると、そこは予算の使い方の問題になりますので、その点はくれぐれも留意をしていただく必要があるかなと思います。この場をお借りして、その点をご留意をいただきたいと思いました。

○委員 もう1つだけ。先ほど事務局からご説明があった、今、実施しているところのアウトソーシングのところ、例えば保育所とか給食センターとか学童クラブとか、あと市立幼稚園とか粗大ごみの収集関係というところで、もともと外のもの、市の庁舎内という意味だと総合窓口の業務の民間というところが1つあると思うのですけど。

外の部分はまだ先ほど引き続き給食センターのことは継続しますということで、後期の4年間は府中の市庁舎の中の各部署がターゲットになっているという認識でいいのですか。

○担当課 現在のところ、実際に既に指定管理というか、民間委託という形で対応している部署というのは、多分除外していく形の中で考えていくものとは考えているところです。ですからその中でも例えば外でも中でも直営でやっているような部分がありましたら、その部分も含めて、先ほどの調査の該当にはなってくるかと思います。

○委員 例えば文化センターとかも対象になってくる。

○担当課 文化センターも該当します。本市の職員が配置されて業務を行っている部署につきましては該当すると認識しているところでございます。

以上でございます。

○会長 ではよろしければ、次の項目をやりたいと思います。

○担当課 続きまして、プラン番号4-10-3「市関連団体の職員配置の適正化」につきましてご説明をさせていただきます。

市ではいわゆる関連団体と言っております、府中市文化振興財団等の団体に関しまして、人件費の補助を行ってございます。これにつきまして補助金等審査委員会を所管する政策課におきましては、これら団体への補助について市の内部で定めております「関連団体への人件費補助に関する審査基準」、こちらに基づきましてチェックをいたしまして、補助の適正化に取り組んでおります。従いまして平成33年度において「めざす姿」といたしましては、これら市関連団体の収益確保や効率的運営を促進し、経営状況の改善を図ることによって団体の自立した運営が可能となり、補助の適正化がなされていくところを目指してまいりたいと考えております。

これまで府中市の関連団体に対しましては、人件費補助に係る審査基準における特に役

職者の設置基準といったところを満たしているかどうかというところに着眼しましてチェックをしてみました。適正な職員配置の管理を行ってきたところでございますが、現状につきましては、実績値のところにも書かせていただきましたが、関連団体、現在3団体ございます。もう1度繰り返しますが、府中市文化振興財団と社会福祉協議会、もう1つは府中市勤労者福祉振興公社、この3団体になります。この中で現状の基準を満たしているところは1団体というところでございますが、これを33年度には3団体ですね。基準を満たすようにということでチェックをして指導等をしてまいりたいというところでございます。個別プランの「内容」、また「スケジュール」につきましては、記載させていただいたとおりとなっております。

以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。この報告について何かご質問・ご意見ある方いらっしゃいますか。

○委員 役職者設置基準を満たすというのは、具体的にはどのようなことなのでしょう。具体的に教えていただけますか。

○担当課 審査基準につきましては、職員の合計に対して、管理職、課長職と係長職、主任の3つの職が適正に配置されているかどうかというところを、市の基準に合わせて各関連団体の方で適正かどうかを把握しております。具体的に申し上げますと、市の基準で、36名から40名の職員に対して、課長職が2名、係長職が4名、主任職が8名で、その残りということで、主事、再雇用の職員が22名から26名という基準となっております。また40名以上ですとか36名に満たない場合でもそれぞれの団体ごとにこういった管理職の数等を設けているものでございます。

○委員 そうすると管理職を増やすというのが、足りないところが現状2団体ということですね。

○事務局 現状ですと、この満たしていない2団体につきましては、この職員の数に対して課長職と係長職が1名、2名上回っているような状況でございますので、今後、職員の年齢構成等を考慮しつつ日々補助金等審査委員会の中で管理していくことで適正化を図っていくものでございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 では、他にありますか。

○委員 さっき3団体お話出たと思うのですが、ちょっと私、環境関係で府中市でかか

わっていて、環境保全活動センターがありますよね。あれはどういう扱いになるのですか。

○担当課 市から各団体に人件費の補助金を出している団体がこの3団体でございまして、環境保全活動センターにつきましては市から人件費の補助をしておりませんので、この関連団体とは別枠で考えているところでございます。

○委員 市の職員が1人付いていらっしゃるような気がするのですけど。

○担当課 環境保全活動センターの事務局は市の環境政策課で担っています。

○委員 あ、そうなのですか。

○担当課 なので市から団体補助を出している団体がこの3団体でございます。

○委員 分かりました。

○委員 質問なのですけれども、この3つの関連団体に市の職員が派遣されているところはあるのですか。

○担当課 この団体に職員が派遣されていることはございません。

○委員 先ほどちょっと管理職が2名ほどオーバーしているが適正化には時間がかかりそうなのですが。

○担当課 毎年、次年度の補助金審査の際に各職員の年齢や役職等を情報として提出していただいておりますので、そういった情報を勘案しながら適正化を図ってまいりたいと考えております。

○会長 では、よろしいようであれば、次の項目に行きたいと思います。

○担当課 続きまして、プラン番号4-10-4①「受益者負担・公私負担の見直し」につきましてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、公共施設の使用料の負担見直しということで取り組みを進めておりまして、「めざす姿」といたしましては、受益者負担の原則の考え方に基きまして、施設の利用者が負担すべき適正な料金が設定されており、市民サービスの提供や施設の維持管理が適切に行われているといった状態を平成33年度に目指してまいりたいと考えております。

これまででございますが、「手数料・使用料の見直しに関する基本方針」というものを平成26年5月に策定をいたしまして、昨年度から今年当初にかけて、こちらを具現化する取り組みをさまざま進めてまいりまして、現段階では各施設の所管課におきまして、具体的な使用料の見直しの検討作業を今、進めている状況でございます。

従いまして、「実施内容」といたしまして、平成29年度、今年度ですが、使用料及び減

免基準の見直しを具体的に実施いたしまして、そのタイミングといたしましては、やはり周知期間というものには施設の利用者の皆様に直ちに多大な負担をかけるところがないようにということもありますので、今現在目途として考えておりますのは、平成31年1月頃ということと考えております。また、26年5月に策定をした基本方針につきましても、今後概ね4年ごとに見直すこととしておりますので、まだ具体的な見直しはこれからになるので、タイミングは少し検討する必要があるのですが、随時使用料については適正な負担をいただけるようにということで、見直しは進めてまいりたいと考えております。

「スケジュール」につきましては、記載のとおりとなります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○会長 今のご説明でしたけれども、これも私の方からまた質問させていただきますが、現行使用料と基準使用料との乖離があるというのは、18施設あって、それをゼロにしたいということなのですが、この基準使用料というのはこの「現状と課題」に書いてある人件費、光熱水費と、これなわけですね。本当の積上げのコストのように見られますけれども、それで今現在これが一致している施設というのは実際あるのですか。いわゆる公租公課というか公共施設の使用料でこれと一致している施設がそもそも今あるのかというのが疑問なのですが。

○担当課 こちらの基本使用料につきましては、毎年度政策課の方で各主管課の方には調査をさせていただいております。その中で今回乖離があるといったところで一応捉えておりますのが、比較として0.5以下また2倍以上ということで、その差があれば乖離があるということで捉えさせていただくこととしまして、この間にある数値のものは一応基準使用料におよそ近いということで、そういったものはかなりの施設はそういった形での整理はされているところでございます。

○会長 それはどれぐらいですか。0.5と2というのは。ちょっとよく分からなかったのですが、その0.5と2というのはどういう意味なのですか。

○担当課 この0.5と2というところは、例えば仮に基準使用料が100円という形でそれぞれの誤差が積み上げて出てきた場合に、現行の施設使用料が50円であれば0.5で、また一方で200円であればその2倍ということで差があるということです。現状値としては一応18施設くらいが、それぞれ乖離が大きいものということで、今、捉えているというところでございます。

以上でございます。

○会長 そうすると、基本的に総括原価使用料で全部やろうと思えばできるということなのですか。いわゆる公共施設の使用料ですよ。というか、そういうことができるのですね。収めようと思えば収められるということですか。2倍とかある程度かなり離れている施設もあるということなのですよ。これはゼロにできるというのが、やや驚きを感じるのですが。そんなに揃えられるものなのですか。

○担当課 説明がなかなか足りなくて大変申しわけございません。この基準使用料の算出に当たっては、それぞれの施設の性格であったり目的に応じて、それぞれ利用者の方に負担をいただく割合というものも考慮して基準使用料の方は算出をしております。その上でも乖離が大きいものについては、使用料の見直しを進めてまいる必要があるだろうというので、今回取組を反映しております。

実際に過去に遡りますと、大掛かりに施設全体の見直すという作業をしているのが、平成10年まで遡らないとやっていないということがございまして、この間10年以上、20年近く経過する中でやはり基準使用料の乖離というものが見えてきている現状がございまして、その辺りを捉えて今回取り組みを進めたいところでございます。

以上でございます。

○会長 分かりました。

○委員 よろしいですか。私が個人的にはここにあるトレーニングセンターとか、スイミングスクールとか、カルチャーセンターとか、その経営をやっていたのですよ。実際に。釈迦に説法なのですが、まずこういうのは自分では経営をやっている時に、施設は自分では投資しないのですよ。施設は投資する人はいるのですよ。家主がね。その人は施設をつくったり投資して、その減価償却費の2倍とか、3倍とかで賃料を設定するのですよ。それでその賃料の中で維持補修とか修繕などもその中でやるのですよ。借りている人は何をするかというと、人件費と水光熱費とそれからインストラクターとか講師の人とか呼びますのでその人件費と、あとは賃料ですよ。賃料を稼げるかどうか非常に経営のポイントなのですよ。

それで利用している人はこれを全部払うわけですよ。利用した人がこれを全部払う。それで府中市のこういう場合は、家主が損をすることは全然ないのですよ、本来こういう事業では。府中市の場合は利用する人は市民ですから、税金払ってつくった建物にまた賃料、減価償却費まで払うということは、これは合わないですよ。この賃料は除いてもいいと思うのですが、少なくともこの基準の使用料というのをどういう設定をするかという、

最低限受益者負担の基準の使用料というのは、少なくともここにかかっている人件費とそれから水光熱費とインストラクターや講師を呼ぶのであればその費用。これが最低限の基準使用料かなと思いますよね。この基準使用料がきちっと設定されているか定義がきちっとしていれば、さっき言った現行使用料の乖離を見ながら、この施設は妥当な使用料かどうかというのを判断できるのではないかと思うのですね。

卑近な例が、私、テニスコートを使っているのですが、テニスコートを使うと2時間で800円払っているわけですよ。だから年間で3万円ぐらい払っているわけですよ。こうやって見ていると、水光熱費も使っていないし、人件費もこれテニスコートかかっているし、これは十分採算が合っているのではないかなとかね。そう思いながら使っているわけですが。要するにその基準使用料というのは、あくまで受益者が負担するものです。受益者負担というのは間違いなくここに自分たちが恩恵を受ける人件費、水光熱費、これを確実にやって、それは絶対に負担させなければいけないですよ。これを他の人に転嫁したらおかしい。そうすると府中市として係る費用はもう減価償却費で、これは改修するか改修しないか。ここに減価償却費を経費として含めている自治体があると、いざとなるとそういう手もあるし、ただ補修・修繕は所有者のものでありますから、これは市がやらなければいけない。その部分を利用者が払うかどうかというのが最後の基準使用料のポイントになってくるのではないかなと思うので、いずれにしても私が見て、基準使用料の定義をきちっとして、それは絶対に受益者負担にすべきであると私は思います。

○会長 ありがとうございます。

○委員 今、おっしゃられたとおりだと思います。基準使用料をどこにおくかというところで、この「現状と課題」のところ、他市においては建設費を対象経費に含めている自治体もある。いわゆるフルコスト計算で基準値を決めているところもありますけれども、考え方からすれば、自治体がそういった施設をつくって、市民のどなたでも利用できるというような用意しておくことが自治体の役割ではないかと。だからそれは税金でつくるというのは、これは当然の考え方だと思います。ただ、そこを利用する人もしない人も中にはいるわけですから、利用する人はその分使用料をとるということからすると、ランニングコストを基に基準使用料を決める。ただその施設の性格によって民間と同じ施設であれば100%負担、あるいは社会教育施設などであれば50%ぐらい。そういう基準はもうあると思いますので、その考え方でやればいいのではないかなと思います。

○会長 今、委員が言われた件ですけれども、やはり私もさっき見落としたのですが、

建設費とか大規模工事費を除いているわけですね。そうすると例えばその駐車施設などは公営企業でやっているところも数多くあるので、それと類似だとすると、やはり建設費についても総活原価で回収するというのは基本になるので、やはり基本はランニングコストでいくとしても、やはり施設の性格によっては民間施設に類似のものがあるとか、あるいは公共施設で類似のことをやっているところがあれば、そういうところは少し減価償却を入れていく余地があるのではないかという視点で検討というか研究していただくというのではないかなと思います。

よろしいですか。とりあえず次へ進めたいと思います。では、次をお願いします。

○担当課 続きまして、プラン番号4-10-4③につきましてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、ただいまの使用料の見直しと同様でございまして、そのうちの公共施設の駐車場の有料化というところを進めたいと考えてございます。

こちらにつきまして平成33年度「めざす姿」としては、受益者負担の原則に基づきまして施設に付設する駐車場は原則有料化されており、市民負担の公平性が保たれている状態を目指したいと考えてございます。こちら先ほどの平成26年5月の「手数料・使用料の見直しに関する基本方針」に基づいた取組ということで、特に駐車場の施設に特化して着目をしまして、取組を進めたいというところで考えておりますが、一部複雑な形態と言いますか、複数施設の、具体的に郷土の森周辺の施設になるのですが、複数施設ある中で駐車場が設置されている状況で、その駐車場の利用者もまず具体的には止められてどちらの施設に行っているかわからないケースもあるということもございます。

この性格というところはどの施設の、どっちの駐車場なのかどうなのかというところも含めてさまざま検討していきたい、していく必要があるというところで考えてございます。またそれ以外にも利便性の高い場所に置かれております施設の駐車場で台数をある程度収容できるようなところ等もございますので、そういったところは有効活用を図っていくべきではないかといった視点で「実施内容」といたしましては、施設に付設する駐車場ごとにさまざま駐車台数や管理運営方法が異なりますが、可能な施設の駐車場から有料化は進めていきたいと考えてございます。

「スケジュール」につきましては、記載のとおりでございますが、先ほどの施設本体の使用料の見直しと合わせまして、できる限り速やかに取組を進めてまいりたいと考えております。

ご説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○会長 済みませんが、時間が大分押しているようなので、あと残り2つも一括説明していただいて、一括で審議したいと思います。

○担当課 続きまして、プラン番号4-11-3「新たな施設へのネーミングライツの導入」についてでございます。こちらにつきましてご説明をさせていただきます。

「過去の経緯」といたしましては、平成26年度に「ネーミングライツ導入に係る基本方針」を策定いたしまして、昨年ですが、府中の森芸術劇場へのネーミングライツの導入について検討を開始したところでございます。本年より、府中の森芸術劇場ネーミングライツの募集を既に開始しておりまして、現在、進行管理をしているところでございます。

平成33年に向けた「めざす姿」といたしましては、ネーミングライツを導入することで、管理運営経費の財源を確保するとともに、パートナー企業のPRが行うことができ、市と民間企業における協働関係を築いていくこと、またネーミングライツの導入により市民に親しまれる施設として知名度と集客力が向上していくこと。こういったものを「めざす姿」としているところでございます。

今後といたしましては、現在、府中の森芸術劇場のほか、市民陸上競技場、市民球場、歩道橋等について、ネーミングライツの導入候補としております。また、これらの施設につきましては課題等がございますので、課題を整理して適宜導入していきたいと思っております。

「スケジュール」につきましては、平成30年度、府中の森芸術劇場の愛称の使用開始が可能という状況になれば、新たな公共施設においてはネーミングライツの導入の課題の整理となっております。

なお、課題が整理された施設について、パートナー企業の募集及び選定を行っていくことといたしまして、その後につきましては、平成31年度から33年度を含めて、今後この課題の整理がなされた施設についてはパートナー企業の募集及び選定を行っていき、継続をしていくというスケジュールとなっております。

以上でございます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○担当課 最後です。プラン番号4-11-5「寄附を受ける環境の整備」につきましてご説明をさせていただきます。

寄附につきましては、これまで例えば直近の話題におきましてはふるさと納税等新しい形の寄附を募る制度等がございますので、この辺りを含めまして、府中市のために寄附をし

たいと寄附者からの善意を汲み取ることができるように、また寄附をしやすい環境を整えるということで、平成33年度にはそのような状況にしていきたいというところで取組を目指すものでございます。

現状、本市ではふるさと寄附金という形で呼ばせていただいておりますが、昨年9月から返礼品の贈呈を開始いたしまして、随時返礼品の充実を図ってまいりながら継続実施をして取り組んでまいります。

同様にインターネットを使った寄附の環境整備ということでは、クラウドファンディング等の新たな手法を取り入れている自治体等の例がございますので、そういった辺りを市としても適切な事例が生じた場合にはこういった手法も活用できるように、環境の整備を早急に、平成30年度、具体的にはスケジュールに落とし込ませていただいておりますが、検討させていただいて、マニュアル等で整備をしながら取組を適切なタイミングで実施できるように進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。以上の3項目、一括で質問ないしご意見があればいただきたいと思えます。

○委員 駐車場の中で可能な施設の駐車場から有料化すると書いてあったのですが、可能か不可能かという観点だとちょっとあそこはあれだからという単純な見方をしてほしくないなど。市民の立場からすると。芸術劇場とか市民聖苑みたいなものは、例えばあれが民間でああいうものがあつたとしたら、当然そこに駐車場があつたら駐車料金払いますよね。例えば文化センターみたいなところにちょっと子どもを連れて、子どもの本を借りに行った時に、駐車料金取られたらそれはちょっとですよ。先ほど言ったテニスコートの使用料を払っているわけだから、そこにまた駐車するためにお金払うのかと。

だから1個1個可能か可能でないかというよりも、妥当性という観点で見ていただかないと、使っている使用者から苦情が来たりするようなことにならないように、ちょっと可能か可能ではないかという観点よりももう少し深く検討してほしいと思えます。

○会長 ありがとうございます。やはりそうですね。今、委員が言われたように施設の特性を踏まえたとか、妥当性を踏まえたとか、そういう表現が適当ではないでしょうか。

ほかにございますか。

○委員 これ第2回の際にお配りいただいた資料だと思うのですが、現行の行財政推進

プランの歳入確保・歳出削減等効果額のところで、歳入確保の実績として手数料の引き上げで26年、27年、28年と大体3,000万くらいずつ効果が上がっている。26年から28年の合計が大体9,500万くらいということで上がっています。今回、例えば駐車場の有料化を4施設から12施設に上げることによって、大体どれくらいの増収が見込めて、また、私、ネーミングライツによる増収効果が全くわからないのですが、よくプロ野球の球場等で採用しているようですが、3施設でネーミングライツ契約を締結することでどれくらいの増収が期待できるのかという具体的な目算とかはお持ちなのですか。

○担当課 ネーミングライツにつきましては、これは命名権ということでございますが、PRを行うパートナー企業が施設に愛称をつけることによって広告宣伝となるものです。

施設所管課が契約希望金額を算定しておりますが、座席数やホームページアクセス数を参考に分析して、金額を設定しているものでございます。

具体例といたしましては、府中の森芸術劇場につきましては、契約希望金額として年額3,500万円以上という金額が示されてございます。

以上でございます。

○担当課 あと駐車場に関する料金収入見込みということなのですが、こちらにつきましては、12施設ということで掲げさせていただいていますが、先ほどちょっとご説明した郷土の森の周辺で複数施設があるということ。あとは市民球場ですとか、立地のいいところで少し面積を持っているところを想定しているのですが、現状、特に郷土の森の方は交通量調査を今月かけておりまして、どのくらいで料金設定をしたらいいのかとか、その辺りまだ調査検討中ということなので試算ができていない状況です。加えて駐車場については、施設としてこのくらいがいいのではないかと設定をした上で、近郊の駐車場との兼ね合いというところも精査をして設定をしていく作業が入りますので、もう少しどのくらいになってくるかというところは、先ほどいただいた施設の特性に応じて、駐車場の料金をとる施設・とらない施設というのを整理しながらやっていこうと思っていますので、現段階で大変申し訳ないのですが、ちょっと収入の見込みまでは算出できていない状況でございます。

以上でございます。

○委員 最終的にまとめる時に、今回の行財政プランの対象期間である30年から33年度の歳入・歳出予測は作成される見込みなのですか。もし作成される場合、今、まだ未定ですけど、指定管理者への新たな業務移管等による増収予想も盛り込んだ上で歳入が具体

的にどれくらいに増えそうかという見込みは立てられるとの考え方であっていますでしょうか。

○事務局 今のご質問いただきました点で、第2回の会議でお配りした資料9でおつくりしました「過去の実績」ということで、具体的に千円単位で歳入確保と歳出の削減につながった取組とそれぞれの金額を示しております。しかし次のプランはこの協議会でまとめていただいて、10月までに答申をいただく形でございます、現時点で細かい施策ごとに金額を出していくのはちょっと難しいのではないかと考えています。ただ、プランに盛り込むかどうかは別といたしまして、もう少し大きな全体として財政の見通しにつきましては、以前、仮の状況でご説明をさせていただいておりますので、そちらにつきましては、まとまった段階で次回かその次の第7回までには委員の皆様にお返しをしたいと思っております。

○会長 私の方からも、最後のふるさと納税の寄附のところで、まず1点目は質問ですが、28年度の半年間でちなみに幾ら実績としてはあったのでしょうか。

○担当課 9月15日から実施いたしまして、469万円が28年度の実績となります。

○会長 そうですか。これは33年度の目標値を設定するのは難しいですか。

○担当課 そうですね。もちろん歳入予算も組んで、想定はしながらも取り組みはしているのですが、やはりどうしても善意に基づく寄附という性格もあるので、目標という形で掲げるところはどうかというところで、政策課としてはハイフンという形にさせていただいたところがございます。

以上になります。

○会長 分かりました。それとあとコメントですけれども、最後の「スケジュール」ところのところ、30年度のところからですが、返礼品の充実とストレートに出すのはちょっと今のご時世から言ってもどうかと思いますので、何かもう少し普及啓発とかソフトな、いろいろな他のネットワークを使った知名度を上げるとか、そういうことを読み込めるようにした方がいいのと、それからどうしても最後返礼品という言葉を使いたいのであれば、その部分には地域特性を踏まえた充実とかですね。単に資産性があるやつというのは批判を浴びているので、ちょっとそういう表現に工夫をされるといいかなと思います。

では、以上でよろしいでしょうか。

○委員 最後の寄附、ふるさと納税が469万円の収入がある。逆に言うと、府中市民がほかの自治体に寄附をして、その分税額が減るとことでの減収入もあるわけですね。

あるいは返礼品の購入費、その辺もやはり含めてどうするかというところも。これやるのはいいのですけれども、そういったマイナスの影響というか、それもあるわけなので、その辺もまた教えていただければと。

○会長 よろしくをお願いします。

それでは、今日いろいろな項目についてご意見・ご質問いただきましたけども、あと最後に何か全体を通して委員の方からご質問・ご意見ございますか。よろしいでしょうか。それでは以上で一応項目についての今日の審議は終わりたいと思います。

それでは、最後に議題の2の「その他」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは事務局から2点につきまして、お伝えいたします。

まず1点目は、次回の第6回会議の日程等の確認でございますが、9月14日木曜日の午後2時から、このフロアの並びにございます第1会議室で開催いたしますので、ご出席くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、2点目でございますが、10月に開催を予定しております、第7回及び最終回となります第8回会議の日程につきまして、本日の会議終了後に、調整をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長 今の点につきまして、何かご質問・ご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それではないようですので、これで本日の第5回の検討協議会を終了いたします。長時間にわたりご苦労さまでした。ありがとうございました。

——了——